



## 「遺言執行代行サービス」の取扱い開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2019年1月15日（火）より、遺産整理業務を拡充し、新たに「遺言執行代行サービス」の取扱いを開始しました。

本サービスは、民法の相続に関する規定（相続法）の改正により作成要件が緩和された自筆証書遺言※にも対応するもので、遺言書に基づく金融機関への相続手続きや、不動産、保険契約、ゴルフ会員権等の名義変更を当行が遺言執行者に代わって行うものです。

なお、相続人が遺言書を残さなかった場合にも、従来取り扱っている「相続手続き代行サービス」をご利用いただくことで、相続が円滑に行われるようサポートいたします。

サービスの概要は下記のとおりです。

### 記

サービス名称	遺言執行代行サービス	相続手続き代行サービス
サービス対象	遺言書に基づく相続 ※自筆証書遺言や公正証書遺言等、遺言書の形式は問わない。	遺産分割協議にもとづく相続 ※遺言書はあるが、遺言書によらずに遺産分割協議を行う場合を含む。
契約者	遺言書で指定された遺言執行者 ※遺言書に遺言執行者の記載がなく家庭裁判所の選任を経て就任した遺言執行者を含む。	相続人全員 ※相続人全員との契約をもって契約が成立する。
サービス内容	遺言執行者の代理人として、遺言書に沿って財産の相続手続きを行う。	遺産分割協議の結果を文書化し、相続人全員の代理人として分割協議書に沿って財産の相続手続きを行う。
手数料	遺産整理対象財産の相続開始時点における相続税評価額を基準に所定の料率を乗じて算出した金額の合計額（最低手数料1,000千円）。	同左

※民法で規定されている普通方式の遺言のひとつで、遺言者本人だけで作成できる遺言書のこと。

当行は、本サービスをラインナップに加えることにより、お客さまの多様な相続ニーズに積極的に対応してまいります。

以上

遺言書による

ご相続のお手続きは

# 『ちばぎん』の遺産整理業務に

## お任せください!



親が遺言書を残していたけど、  
どうやって手続きしたらいいの?



自分が遺言執行者に指定されて  
いたけど、どうすればいいの?

『ちばぎん』に  
お任せください!

## 遺産整理業務 (遺言執行代行サービス)



お亡くなりになった方が遺言書を残されていた場合の  
相続手続きをサポートします!

\*自筆証書遺言や公正証書遺言で指定された遺言執行者に代わって、  
『ちばぎん』が相続手続きを行います。(遺言執行者の補助者としてお手続きします。)

千葉銀行だけでなく、遺言書に記載されている  
すべての取引金融機関(国内に本店を有する金融機関)の  
相続手続き(債務の承継等一部を除く)を  
『ちばぎん』が代行に行います。

不動産、保険契約の権利やゴルフ会員権等\*の名義変更につ  
いても『ちばぎん』の遺産整理業務(遺言執行代行サービス)  
の対象となります。

\*遺言執行者が指定されている財産が手続きの対象となります。


遺言がある場合、遺言執行者に様々な手続きが求められます。

当行の「遺産整理業務(遺言執行代行サービス)」は、煩雑な手続きを代行し、相続手続きがスムーズに進むようサポートいたします!!

遺言執行者のやるべき手続きが分からない。

他の相続人に、どのように説明すれば良いのか分からない。


相続手続きの全体像が分からず不安に感じている。



当行が相続手続き全体のアドバイスをを行います。

相続税の申告手続き等は、専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いします。

当行以外にお取引されていた金融機関の相続手続きも代行することができます。



●相続に関する主な手続きの流れ(遺言書がある場合)

相続発生	—	死亡届の提出
	—	公的年金・健康保険の手続き
	▲	死亡保険金の請求手続き
	▲	公共料金等の引き落とし口座の変更等
	○	相続人の確定、戸籍謄本等の取得
	—	遺言書の有無、種類の確認
	△ ▲	自筆証書遺言の場合には、家庭裁判所の検認手続き
	○	遺言書の開示(相続人に遺言書の内容等を通知)
	○	相続財産の調査、把握
	○	相続財産目録の作成、相続人への交付
発生後3か月以内	△ ▲	相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ※期限:相続開始を知った日から3か月以内
発生後4か月以内	△	被相続人の所得税の申告、納付(準確定申告) ※期限:相続開始を知った日の翌日から4か月以内
発生後10か月以内	○	預貯金・有価証券等の解約や名義変更
	○	不動産の相続登記
	○	ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更
	○	各相続人に、手続きが完了した相続財産の引き渡し
	○	相続人に、遺言執行手続きの完了を報告
発生後10か月以内	△	相続税申告書の作成
	△	相続税の申告・納付 ※期限:相続開始を知った日の翌日から10か月以内

- = 公的機関等の手続き
- = 相続財産関係の手続き
- = 税金関係の手続き
- = 当行が遺産整理業務(遺言執行代行サービス)で代行等により対応します。
- △ = 専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いいたします。
- ▲ = 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。

●当行が行う「遺産整理業務(遺言執行代行サービス)」の手続きの流れ

《委任契約の締結》

**事前のご相談**

遺言書の内容、遺産の概要、相続人のみなさまの状況などにより、手続きの進め方を検討します。

**委任契約の締結**

遺言書により遺言執行者に指定されている方と、「遺産整理に関する委任契約」を締結します。

☆ポイント

- 当行が相続手続き全体のアドバイスをを行うことが可能です。
- 相続人の確定作業(戸籍による確認)もサポートします。
- 当行以外にお取引されていた金融機関の相続手続きも代行することができます。

《相続財産の調査》

**相続財産の調査**

取引金融機関の残高証明書や不動産に関する資料の取得を代行します。

**財産目録の作成**

調査した資料をとりまとめて、一冊の目録を作成します。

☆ポイント

- 当行以外にお取引されていた金融機関も一括して調査します。
- 当行が調査した結果を一覧にした財産目録を作成して、相続人のみなさまに交付いたします。

《財産の相続手続き》

**金融機関の預金等の相続手続き**

取引金融機関の預金等の解約や名義変更の相続手続きを代行します。

**不動産の相続登記**

司法書士へ相続登記の依頼をします。

☆ポイント

- 当行以外の金融機関等の相続手続きもいたします。
- 解約した金融資産は、手続き終了まで当行が責任を持ってお預かりします。

《相続手続きの完了》

**終了報告書の作成**

代行した相続手続きの内容をまとめて、終了報告書を作成します。

**相続財産の引き渡し**

相続手続きが完了した財産を相続人のみなさまにお引き渡します。

☆ポイント

- 相続手続きの結果をまとめた終了報告書を、相続人のみなさまにお渡します。
- 金融資産などの相続財産を、各相続人にお引き渡します。

※相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が高い場合には、ご相談に応じられない場合がございます。  
 ※当行の業務の範囲外となる相続税の計算および申告手続き等の税理士業務は「専門家(税理士等)の紹介」によりお手伝いいたします。

## 遺言書がない相続手続きも『ちばぎん』へ!

遺言書がない相続手続きは、ちばぎんが『遺産整理業務(相続手続き代行サービス)』\*で、ご相続の手続きをお手伝いします。

\*別途、専用のパンフレットをご用意しています。

## 遺産整理業務(遺言執行代行サービス)の手数料

財産評価に関する基本通達に基づく、遺産整理対象財産の相続開始時点における相続税評価額(課税価格の特例等により減額される前の評価額)を基準に、次の料率を乗じて算出した金額の合計額\*(税別)となります。

遺産整理対象額の区分	料率
「千葉銀行」および「ちばぎん証券」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0.3%
その他の財産	
1億円以下の部分に対して	1.5%
1億円超3億円以下の部分に対して	1.0%
3億円超の部分に対して	0.5%

※但し、最低手数料を100万円(税別)とさせていただきます。

### 【留意点】

※上記の手数料とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。

- ① 戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
- ② 財産調査に係る各種証明書取得費用(預貯金の残高証明書等)
- ③ 不動産登記手続等名義変更に係る費用(司法書士の報酬を含む。)
- ④ 相続税申告等に係る税理士報酬(当行業務の範囲外となります。)

2019年1月15日現在

お問い合わせは、お取引の営業店または資産承継サポートデスクまでお気軽にご連絡ください。

**千葉銀行 | 資産承継サポートデスク ☎ 043-301-8178**

【ちばぎんのホームページアドレス】 <http://www.chibabank.co.jp/>

電話による受付時間 9:00~17:00(月~金 ただし銀行の休業日を除く)